

川越市地域防災計画の修正方針

1 修正の趣旨

川越市地域防災計画は平成23年3月の東日本大震災で明らかとなった課題を踏まえて平成25年3月に応急的に修正したところです。

しかし、川越市地域防災計画を修正する同時期（平成24年度）に防災基本計画および埼玉県地域防災計画が改正されており、現行の川越市地域防災計画にはこの改正内容が一部反映されていません。

また、平成25年6月に災害対策基本法が、平成25年6月に水防法が、平成25年5月に気象業務法がそれぞれ改正され、平成25年度中には埼玉県地震被害想定調査結果が公表される予定となっています（現在、第1次報告のみ既公表）。

川越市地域防災計画は、これらの上位計画の改正や埼玉県地震被害想定調査結果を踏まえた内容とすべく、再度、見直しを行います。

2 主な修正方針

(1) 対象災害に関する事項

埼玉県地震被害想定調査第1次報告の結果を踏まえ、本市直下型地震より想定震度階級が大きい「関東平野北西縁断層帯地震」を最終的な対策目標に変更します。

また、複合災害や竜巻災害に対する備えの必要性についても追加します。

(2) 広域連携に関する事項

H24.9の防災基本計画改正に基づき、市外への被災者の避難、市内への被災者の受け入れ、情報・物資の確実な提供を円滑に行うことができるよう、他自治体と連携を図ることについて追加します。

(3) 災害時要援護者支援に関する事項

H25.6の災害対策基本法改正に基づき、災害時要援護者名簿の作成、平常時および災害時の情報共有のあり方について追加します。

また、H25.6の水防法改正に基づき、浸水想定区域内の災害時要援護者施設において自衛水防組織の設置に努めることについて追加します。

(4) 被災者支援に関する事項

H25.6の災害対策基本法改正に基づき、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳の作成について追加します。

(5) 帰宅困難者対策に関する事項

これまで震災対策計画に限定されていた帰宅困難者対策を、大規模水害を想定し、風水害対策計画にも反映します。

(6) 放射能汚染対策に関する事項

H24.9の埼玉県地域防災計画の修正を参考に、放射性物質事故災害の対象として、市外での原子力事故の発生を追加するほか、飲料水の供給体制整備、放射性物質の測定体制整備、外部被爆簡易測定等の健康調査の実施を図ることについて追加します。

(7) 避難所での動物の取扱に関する事項

川越市避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における動物の飼養について原則を追加します。

(8) 動員計画に関する事項

H24.9の埼玉県地域防災計画の修正を参考に、動員配備計画作成にあたって、交代要員と交代時期を勘案することを追加します。

(9) 本市以外の組織に関する事項

市以外の組織に関する防災計画の修正として、応急対策等に係る事業者の事業継続の責務や、住民による生活必需品の備蓄等の責務、防災関係機関の各種防災情報の発表・収集等について追加します。